

事業継続計画（BCP）

（新型コロナウイルス対応）

令和5年7月1日施行

法人名	一般社団法人 子どもサポートセンター	代表者	白川 達也
所在地	福岡県行橋市西宮市13-28	電話番号 FAX	0930-25-7720 0930-25-7721

新型コロナウイルス感染症発生時における事業継続計画

- (法 人 名) 一般社団法人子どもサポートセンター
(事業所名) ○法人本部
○ゆくはし療育支援センター おひさま教室
○ゆくはし療育支援センター おれんじ
○ゆくはし療育支援センター すまいる
○すまいるキッズ
○相談支援事業所 リンク
○行橋京都児童発達相談支援センター ポルト

第I章 総 則

1 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症の感染者（感染疑い者を含む）が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために法人の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守るとともに、社会福祉のニーズ充足の為、事業の継続的運営を図る。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

3 主管部門

本計画の主管部門は、法人本部とする。

4 感染症対応について

本計画書は、新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続の為のガイドラインとしているが感染症については、1類から5類まで規定されており、様々なウィルス感染症が存在している。

こうした中、今後、新たに2類もしくはそれ以上のウィルス感染症が流行する可能性もある。従って、こうした状況に対応できるよう、2類時の新型コロナウイルス対応として本計画の策定を行うものとする。

※令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症対応が2類から5類へと変更されている。

新型コロナウイルス感染症とは

<p>多くの症例で発熱、呼吸器症状（咳、咽頭痛、鼻汁、鼻閉など）、頭痛、倦怠感など、インフルエンザや感冒に初期症状が類似している。また、嗅覚症状・味覚症状を訴える患者も多い。高齢者、基礎疾患（慢性呼吸器疾患、糖尿病、心血管疾患など）が高いリスク要因と考えられている。</p> <p>環境中のウイルスの残存時間はエアロゾルでは3時間程度、プラスチックやステンレスの表面では72時間程度、段ボールの表面では24時間程度、銅の表面では4時間程度とされる。クルーズ船の調査では、患者の枕、電話受話器、TVリモコン、椅子の取っ手、トイレ周辺環境でウイルスが多く付着していた。</p> <p>インフルエンザの残存時間と比べると、新型コロナウイルスの方が長く環境に留まるため、消毒をしっかりと行うことが重要である。手洗いが重要だが、エアジェット式手指乾燥機は使用しないことが望ましいとされる。</p>	
病原体	新型コロナウイルス (SARS-CoV-2)
潜伏期間	主に約5日程度（1～14日）
感染経路・感染期間	<p>新型コロナウイルスへの感染は、ウイルスを含む飛沫が口、鼻や眼などの粘膜に触れることによって感染が起る飛沫感染が主体と考えられるが、ウイルスがついた手指で口、鼻や眼の粘膜に触れることで起る接触感染もあるとされる。また換気の悪い環境では、咳やくしゃみなどがなくても感染すると考えられている。このため、3密を避けることが重要となる。</p> <p>有症者が感染伝播の主体であるが、発症前や、無症状病原体保有者からの感染リスクもあり、発症前後の時期に最も感染力が高いとの報告がされている。また、約半数は無症状病原体保有者から感染するとの報告もあり、注意が必要である。</p> <p>なお、血液、尿、便から感染性のある新型コロナウイルスを検出することはまれとされる。</p>
エアロゾル感染	<p>エアロゾル感染は厳密な定義がない状況にあるが、新型コロナウイルスは密閉された空間において、短距離でのエアロゾル感染を示唆する報告がある。</p> <p>エアロゾル感染の流行への影響は明らかではない。患者病室などの空間から培養可能なウイルスが検出された報告がある一方、空気予防策なしに診療を行った医療従事者への二次感染がなかったとする報告もある。</p> <p>また、基本再生産数が2.5程度と、麻疹など他のエアロゾル感染する疾患と比較して低いことなどから、現在の流行における主な感染経路であると評価されていない。医療機関では、少なくともエアロゾルを発生する処置が行われる場合には、空気予防策が推奨される。</p>
症状・予後	<p>初期症状はインフルエンザや感冒に似ており、多くの症例で発熱、呼吸器症状（咳、咽頭痛、鼻汁、鼻閉など）、頭痛、倦怠感などがみられる。また、嗅覚症状・味覚症状を訴える患者が多い。</p> <p>重症化する場合、1週間以上、発熱や呼吸器症状が続き、息切れなど肺炎に関連した症状を認め、その後、呼吸不全が進行し、急性呼吸窮乏症候群（ARDS）、敗血症などを併発する例が見られる。重症化する例では、肺炎後の進行が早く、急激に状態が悪化する例が多いため、注意深い観察と迅速な対応が必要となる。</p>

◇感染症法における分類

- 一類・・・感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症
エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱等

- 二類・・・感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症
ジフテリア、鳥インフルエンザ、SARS、結核等

- 三類・・・感染力や罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性は高くないものの、特定の職業に就業することにより、感染症の集団発生を起こしうる感染症
コレラ、パラチフス、腸チフス、細菌性赤痢等

- 四類・・・人から人への伝染はほとんどないが、動物、飲食物などの物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれのある感染症
E,A 型肝炎、狂犬病、日本脳炎、マラリア等

- 五類・・・国が感染症発生動向調査を行い、その結果に基づき必要な情報を国民や医療関係者などに提供、公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症
RS ウィルス感染症、感染性胃腸炎、インフルエンザ、手足口病
風疹、マイコプラズマ肺炎、新型コロナウイルス感染症

第Ⅱ章 平時からの備え

1 対応主体

代表理事の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

2 対応事項

(1) 感染症対応推進体制の構成メンバー

担当者名／部署名	対策本部における職務（権限・役割）	
代表理事	対策本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部組織の統括 ・緊急対応に関する意思決定
副センター長 兼事務長	副対策本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部長のサポート ・対策本部の運営実務の統括 ・関係各部署への指示
本部事務員	事務局メンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・関係各部署との窓口 ・情報収集 ・行政機関への報告
相談支援員	リンク職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ご家族への連絡・報告 ・本部と連携し、補佐する
事業所管理者	各事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者と非感染者の隔離方法の検討 ・非感染者の中の濃厚接触者への対応方法の検討 ・職員の勤務の確保
看護職員	看護班	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者の確認及び対策本部長への報告 ・保健所、嘱託医との協議のうえ病院などへの移送・搬送の準備 ・非感染者への対応方法の検討

(2) 感染防止に向けた取組の実施

- 新型コロナウイルス感染症に関する最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集
 - ・ 国（内閣府及び厚生労働省）の情報を、インターネットを通じて収集する
 内閣府 <https://www.cao.go.jp/>
 厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/index.html>
 - ・ 福岡県の情報を、インターネットを通じて収集する
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

- ・行橋市 <https://www.city.yukuhashi.fukuoka.jp/>
- ・苅田町 <https://www.town.kanda.lg.jp/>

□ 基本的な感染症対策の徹底

- ・ 感染症対策委員会の決定・通知に基づき感染症対策の徹底を図る。
具体的には、職員は

- ① どこに感染した方がいるかもしれないという状況ですので、職員は「不要不急の外出を控えるようにお願いします。」特に、不特定の方が集まる、居酒屋、スナック、カラオケ店、イベントなどに行くことは控えてください。
- ② 県外への行き来がないことが前提です。2週間以内に県外に行った場合や県外から帰ってきた方と接触した方は、2週間の健康観察表への記入を行ってください。
- ③ 37.5度の発熱のある方は、出勤を控えてください。咳、悪寒等体調が悪い方は休んでください。
- ④ 手指消毒、マスク着用の励行

□ 職員・利用者の健康管理

- ・ 職員及び利用者の健康管理は、「感染症・食中毒の予防及びまん延防止に関する指針」をもとに取り組んでいきます。

(1) 事業所利用者の日々の健康管理

事業所利用者及び同行保護者については、感染症の早期発見を目的として、来所時、体調の聞き取り及び検温の実施を行います。

(2) 職員の日々の健康管理

法人所属の全職員は年1回の健康診断を実施します。

職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断の為、完治までの間、出勤停止等の適切な処置を講じます。

また、同居の家族等が感染者若しくは濃厚接触者に認定された場合には、職員がPCR検査でマイナスであった場合でも1週間の出勤停止措置とします。

この1週間は、就業規則第51条の特別有給休暇とします。

(3) 防護具、消毒液等備蓄品の確保

- ・ マスク、消毒液等は、各事業所において保管する。備蓄品の内容は、備蓄品リストのとおりです。
- ・ 検査用として抗原検査キットを本部において購入し、1人あたり2セットを給付し、必要に応じて補給します。

(4) オゾン発生装置の配置

- ・ 各事業所に、小型オゾン発生装置を配備する。
- ・ 事業終了後の夕方からタイマーによりオゾン消毒を毎日実施する。

(5) 研修・訓練の実施

- ・ 業務継続計画（BCP）を職員等関係者で共有する。
- ・ 定期的に以下の研修・訓練等を実施するとともに、業務継続計画（BCP）を随時、見直しを行う。

□ 業務継続計画（BCP）を関係者で共有

- ・ 業務継続計画（BCP）を作成後は、全職員への説明会を行うなど、周知に努める。
- ・ 利用者及び家族などの関係者に対して、業務継続計画（BCP）を作成したことの

周知を図る。

- 業務継続計画（BCP）の内容に関する研修
 - ・全職員を対象にした研修会を実施して、周知に努める。
- 業務継続計画（BCP）の内容に沿った訓練
 - ・業務継続計画（BCP）に沿った訓練を、各事業所単位で、年1回は実施する。

（6）業務継続計画（BCP）の検証・見直し

- 最新の動向や訓練等で洗い出された課題を年1回見直して業務継続計画（BCP）に反映する。

（7）事業所内での感染拡大を防ぐために、普段からできる対策（保健所通知抜粋）

感染者や接触者が多数発生すると業務に影響を及ぼし、場合によっては一定期間休業せざるを得なくなってしまう。このような事態を避けるために、日頃から対策することが必要です。

以下の注意点を参考にしてください。

- ① マスクは常に着用し、鼻と口の両方を覆う（鼻だしマスク・あごマスクはNG）
- ② 室内の換気を徹底する（窓やドアは常時2方向開放することが望ましい）
- ③ 共用の物品に触れたら、手洗いや手指のアルコール消毒をする
- ④ のどが痛い・何となくだるい・微熱程度の症状であっても、出勤させずにやすませる。
- ⑤ テレワークで出勤者を減らし、会議はオンラインで行う
- ⑥ 昼食等は1人で黙々と食べる（食べながらの会話は非常に危険、歯磨きも同じ）
- ⑦ 喫煙所を同時に利用できるのは1人までにする（禁煙もコロナ対策の1つ）
- ⑧ 更衣室や休憩室などは、密にならないよう定員を設ける
- ⑨ 1日1回以上、不特定多数が触れる部分を消毒する

（8）利用者リスト及び職員連絡網リストの準備・保管

- ① 利用者連絡先リストについては、各事業所において準備を行う
- ② 本部は、各事業所のリストの集約を行い、サーバー上及び紙ベースで保管を行う。
- ③ 本部は、全職員の緊急時連絡先リストの作成を行い、サーバー上及び紙ベースで保管を行う。

第三章 初動対応

1 対応主体

代表理事の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	代表理事	副センター長
医療機関、行政機関等への連絡	本部事務員	リンク職員
家族等への情報提供	各事業所管理者	リンク職員
感染拡大防止対策に関する統括	看護師	保健師

2 対応事項

初動対応事項は以下のとおり。(別紙図参照)

項目	対応事項
(1) 第一報	<input type="checkbox"/> 管理者へ報告 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の中に発熱、咳、倦怠感等のある感染疑い者を発見したときには、職員は管理者に報告を行い、管理者は本部に報告を行い、指示を受ける。 ・代表理事は、「感染症・食中毒対応マニュアル」に基づき感染拡大防止対策に関する統括に連絡を行い感染拡大防止に努める。 <input type="checkbox"/> 地域での身近な医療機関、行政機関へ連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・感染疑い者が発見されたときには、速やかに保護者に連絡を行い、主治医への受診を勧奨する。(以下「京築保健所」という。) コロナ対応窓口にご相談を行い、指示を受ける。 電話相談窓口 保健衛生課 感染症係 電話番号 0930-23-3935 ・行橋市役所 地域福祉課 コロナワクチン接種推進係 電話番号 0930-25-1111 ・苅田町役場 子育て・健康課 健康サポート担当 電話番号 093-588-1235 <input type="checkbox"/> 事業所内・法人内の情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡網を通じて、感染疑い者が発生したことを周知する。 <input type="checkbox"/> 家族への報告 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のご家族に感染疑い者が発生していることを報告する。
(2) 感染疑い者への対応	<input type="checkbox"/> 医療機関受診／施設内での検体採取 <ul style="list-style-type: none"> ・発熱等がある感染疑い者は、PCR 検査を行う必要があることから、速やかに家族に連絡を行い主治医に受診するよう勧奨する。 ・家族に連絡が取れない場合、協力医に連絡をとり対応の指示を受ける。

	<input type="checkbox"/> 体調不良者の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が発熱、咳、嘔吐、下痢、倦怠感、味覚又は嗅覚の異常などの体調不良の有無を常時注視する。 体調不良者を発見したときには、直ちに管理者に連絡を行い、指示を受ける。
(3) 消毒・清掃等 の実施	<input type="checkbox"/> 場所（居室、共用スペース等）、方法の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・感染疑い者が活動した場所を特定して、消毒を行う。消毒の方法は京築保健所の指示に基づいて行う。 ・施設全体の消毒を行う際には専門業者に依頼して行う。専門業者は京築保健所と協議して決定する。 ・感染疑い者が直接接触した場所については、「感染症・食中毒対応マニュアル」に基づいて次亜鉛酸ナトリウム希釈溶液、アルコール液などを用いて消毒を行う。 <p>消毒は、訓練室だけではなく、トイレ、手すりなどご利用者が直接接触したと思われる箇所は丁寧にふき取りによる消毒作業を行う。</p>

3. 休業の検討

京築保健所から休業要請があればそれに従うものとする。

休業の目安

○京築保健所の要請以外で自主的に事業所の閉鎖を行う場合

- ① 利用者及び従業員の3割を超える陽性者及び濃厚接触者が生じた場合
- ② 職員配置が2.5人 :1人の確保が出来なくなった場合

休業期間の目安

1週間程度とし、職員の復帰状況を勘案して本部が期間を設定する

利用者・家族への説明

- ・京築保健所の指示、指導助言に従い業務停止日と業務再開日を提示する。
- ・業務停止期間中の窓口は、本部（0930-25-7720）とする。
- ・業務停止中事業所の消毒は、オゾン発生装置により行う。

第IV章 感染拡大防止体制の確立

1 対応主体

以下に役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	代表理事	副センター長
関係者への情報共有	副センター長	本部事務職員
感染拡大防止対策に関する統括	看護師	保健師
業務内容検討に関する統括	副センター長	各事業所管理者
勤務体制・労働状況	各事業所管理者	管理者が指定するもの
情報発信	本部事務職員	リンク職員

2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項
(1) 京築保健所との連携	<input type="checkbox"/> 感染者が発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力する。 <input type="checkbox"/> 症状出現 2 日前からの接触者リスト、直近 2 週間の勤務記録、利用者の記録（体温、症状等がわかるもの）、事業所内に入入りした者の記録等を準備する。 <input type="checkbox"/> 感染が疑われる者が発生した段階で、感染が疑われる者、濃厚接触が疑われる者のリストを作成する <input type="checkbox"/> 感染対策の指示を仰ぐ ・京築保健所に相談を行い感染対策の指示を受ける。 ・具体的には、消毒範囲、消毒内容、運営を継続（又は一時休業）するために必要な対策に関する相談を行い、指示助言を受け、実施する。 ・来所者への発熱検査、マスク、手指消毒、来訪記録などの感染対策は通常どおり行う。
(2) 濃厚接触者への対応	【利用者】 <input type="checkbox"/> 健康管理の徹底 ・濃厚接触者に特定された利用者は、発熱、咳、のどの違和感、嘔吐、下痢、倦怠感、味覚又は嗅覚の異常などの体調不良の有無を常時確認する。 <input type="checkbox"/> 自宅待機し保健所の指示に従う <input type="checkbox"/> 体調に変化があった場合には、かかりつけ医に受診を行うとともに、京築保健所に連絡を行い、指示を受ける。

	<p>【職 員】</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅待機</p> <ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者に特定された職員は、指定された場所において PCR 検査を行う。 京築保健所と協議のうえ濃厚接触者に特定された職員は、最低でも 1 週間の自宅待機とする。 濃厚接触者になった職員は、自宅待機の期間が終了した後、業務に復帰する前に職員本人及び他の職員が安心して勤務を行うために再度 PCR 検査を実施する。検査費用は法人が負担する。(初診料は除く。) 1 週間の自宅待機の期間中は、就業規則第 5 1 の規定に基づき、感染者と同様の取り扱いとし特別有給休暇とする。(臨時職員等のすべての職員に適用する。)
(3) 職員の確保	<p><input type="checkbox"/> 施設内での勤務調整、法人内での人員確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の中に感染者及び感染疑い者(以下「感染者等」という。)の発生した事業所へは、その他の施設からの職員応援体制を構築する。
(4) 防護具、消毒液等の確保	<p><input type="checkbox"/> 在庫量・必要量の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> マスク、消毒液、ガウン、フェイスシールド、ビニール手袋、ポリ手袋等は、別紙のとおりです。 感染者等が発生した場合には、最低でも 1 週間の隔離等が求められることから、必要量は 1 週間分として確保する。 <p><input type="checkbox"/> 調達先・調達方法の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> マスク、ビニール手袋、消毒液等 消毒液等 ビニール手袋等 <p><input type="checkbox"/> 感染拡大により、在庫量が減るスピードが速くなることや、発注してから納品されるまで時間がかかる場合があることを考慮し、適時、適切に調達を依頼する。</p>
(5) 情報共有	<p><input type="checkbox"/> 施設内・法人内での情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染者等が発生した場合若しくは疑い者が発生した場合には、全体を統括する代表理事及び管理者に第一報を入れて指示を受ける。 各施設内において構築している「災害時・緊急連絡網(系統表)」をもとに感染者等の発生状況を共有する。 <p><input type="checkbox"/> 利用者・保護者との情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体を統括する代表理事及び管理者の指示の下、事業所職員は、利用者及び保護者に連絡を行う。 <p><input type="checkbox"/> 自治体(所在市町村・保健所)との情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染者等が確認された場合には、所在市町村及び京築保健所に連絡を行い、指示を受ける。 京築保健所コロナ対応窓口にご相談を行い、指示を受ける。

	<p>電話相談窓口 保健衛生課 感染症係 電話番号 0930-23-3935</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行橋市役所 地域福祉課 コロナワクチン接種推進係 電話番号 0930-25-1111 ・苅田町役場 子育て・健康課 健康サポート担当 電話番号 093-588-1235
(6) 業務内容の調整	<p><input type="checkbox"/> 提供サービスの検討（継続、変更、縮小、中止）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京築保健所と協議のうえ、業務の中止が必要な場合、業務の中止等を行う ・業務の再開は、京築保健所と協議のうえ判断する。 電話相談窓口 保健衛生課 感染症係 電話番号 0930-23-3935
(7) 過重労働・ メンタルヘルス対応	<p><input type="checkbox"/> 労務管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者等が発生した場合には、職員の中にも入院等隔離されるものがある。このため、(3) 職員の確保にあるように法人内で応援体制は構築するが、入院等の人員数によっては、公休が取れない、時間外勤務が続くなどの過重労働が生じる恐れがあるので、休憩時間を確保できるように最大限の取り組みを行っていく。 ・また、応援を行った事業所内においても同様に超過勤務等が生じることが想定される。 ・職員の感染状況に応じて勤務可能な職員をリストアップし、調整を行う。 ・勤務可能な従業員の中で、休日や一部の従業員への業務過多のような偏った勤務にならないように配慮する。 <p><input type="checkbox"/> 長時間労働対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的にも実際の勤務時間を確認し、長時間労働とならないように努める。 ・休憩時間や休憩場所の確保に配慮する。 <p><input type="checkbox"/> コミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の声掛けやコミュニケーションを大切にし、心の不調者が出ないように努める <p><input type="checkbox"/> 相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者等が発生した事業所で勤務を行う職員とは、代表理事及び管理者が、現場の状況を確認して職員からの声をいつでも聴けるように配慮する。
(8) 情報発信	<p><input type="checkbox"/> 関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への説明は、本部が行う。 ・地域、マスコミ等への対応は、代表理事が行う。 ・感染者等が発生した場合には、ホームページを通じて状況説明を行う

	<p>ていく。</p> <ul style="list-style-type: none">•利用者・家族・職員が、報道によって初めてその事実を知ることがないように気を付ける。 <p>発信すべき情報については、情報の内容や発信の仕方に注意を払い、遅滞なく発信し、真摯に対応する。</p>
--	---

(参考資料)

新型コロナウイルス感染症対応が、2類から5類へと変更になった令和5年

5月8日以降保健所から発出された通知（抜粋）

事業所等で感染者が発生した場合

(ハイリスク施設、保育所、幼稚園、小学校等を除く)

これまで職場で感染者が出た場合は、濃厚接触者を特定し、一律に自宅待機等を求めてまいりましたが、今後はクラスターが発生した場合を除き、原則、保健所による濃厚接触者の特定・行動制限は行いません。

事業所の皆様におかれましては、引き続き感染対策の徹底をしていただくとともに、事業所内で感染者が発生した場合は、以下のご対応をお願いします。

- (1) 事業所等で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はありません。
- (2) 事業所等で感染者と感染可能期間に接触があった方は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、事業所内に周知してください。
また、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診することを促してください。
- (3) 事業所等で感染者と感染可能期間に接触があった方のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした方等は、一定期間（例えば5日間の待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策を行ってください。

Q1 従業員等が新型コロナウイルス感染症と診断されたら、まず、何をすればいいですか？

A1 次の3つをすぐに行ってください。

感染者に以下のことを確認する

- ✓発症日（症状が出現した日） ✓検査日 ✓診断日 ✓診断を受けた医療機関
- ✓発症2日前からの行動歴と接触者 ✓思い当たる感染源（発症14日前まで）

感染の可能性がある従業員等を確認し、自宅待機・外出自粛とする

感染者の机などの身の回りや、多くの人に触れる場所（ドアノブ等）、共有部分を消毒する

参考：厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

Q2 どのような状況だと、感染の可能性は高くなりますか？

A2 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和3年11月29日版）では、

「濃厚接触者」として、次のような例が挙げられています。

- ✓患者と同居している者 長時間の接触（車内や航空機内等を含む）があった者
 - ✓適切な感染防護なしに陽性患者を診察、看護、介護していた者
 - ✓手で触れることの出来る距離で、マスクを正しく着用せず15分以上の接触があった者
- また、以下のような場合も感染の可能性が高くなります。
- ✓患者と座席が近かった ✓更衣室等、換気が不十分な環境で患者と同室になった

- ✓患者と一緒に食事をした ✓喫煙所で患者と一緒にだった
- ✓マスクをせずに患者と会話をした

Q3 感染者や濃厚接触者となった者はいつから出勤や外出が可能になりますか？

A3 原則は以下の通りです。保健所から個別に指示された場合は、そちらに従ってください。

感染者となった場合

✓発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過してから

✓無症状の場合は陽性となった検体の採取日（検査を受けた日）から7日間経過してから

※10日間経過するまではご自身で健康状態の確認やリスクの高い行動は避けるなどの対策が必要

濃厚接触者となった場合（検査が陰性、または、検査を受けなかった場合）

✓感染者との最後接触日から5日間経過してから

※必要備品等納入業者

○ ウエムラ 電話 0930-22-0028

○ ASUKL 電話 0120-56-1147

www.asukul.co.jp

※労働契約法第5条（過重労働・メンタルヘルス対応に関する根拠条文）

「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働できるよう、必要な配慮をする。」

新型コロナウイルス感染症 5 類移行後の対応（行橋市広報）

新型コロナウイルス感染症が令和 5 年 5 月 8 日から感染症法上の位置付けが、季節性インフルエンザなどと同じ「5 類感染症」に変更されました。

発熱等の症状がみられるときは

発熱・咳・喉の痛み・全身倦怠感等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状が出たら、かかりつけ医にご相談ください。かかりつけ医がない場合や、どこで受診できるかわからない場合は、

福岡県ホームページ（<https://covid19-kiks.pref.fukuoka.lg.jp/>〈外部リンク〉）

から受診可能な医療機関をご確認いただくか、「新型コロナウイルス感染症総合相談窓口」にお問い合わせください。

電話番号 050-3665-8126（24 時間対応）

Fax 番号 03-6853-4214

※聴覚や発話に障害があり電話での相談が困難な方からのご相談に対応するために設置しています。電話での相談が可能な方は上記電話番号へご相談ください。

新型コロナウイルスに感染したら

感染症法上での外出自粛要請はありません。また、濃厚接触者の特定もおこないません。療養期間や行動については、国が推奨している療養期間の目安等を参考にいただき、自主的な判断となります。

【国が推奨している療養期間の目安】

発症後 5 日間経過かつ症状軽快から 24 時間経過するまで

(10 日間が経過するまでは、マスク着用やハイリスク者との接触を控えていただく)

このページに関するお問い合わせ先

防災危機管理室防災係

行橋市中央一丁目 1 番 1 号

Tel : 0930-25-1111 Fax : 0930-25-0299